

貯蓄機能も備えています

米ドル建で準備する 一生涯保障の死亡保険



無配当 指定通貨建特別終身保険(低解約払戻金型)



米ドルの3つの魅力

魅力

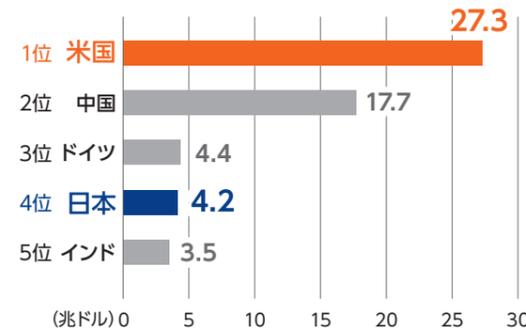
1

世界一の経済規模



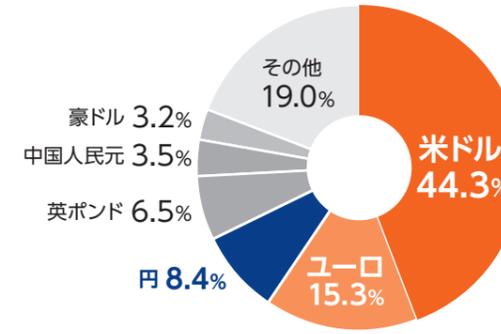
GDPがトップで、世界一の経済規模を誇る米国。外国為替市場の取引では4割以上を米ドルが占めています。高い信用力を持つ「米ドル」は、国際間の決済で広く用いられる「世界の基軸通貨」です。

名目GDP(国内総生産)順位(2023年)



[出典] 外務省経済局「主要経済指標(2024年11月)」

外国為替市場における通貨別取引高のシェア(2022年4月)



[出典] 国際決済銀行(BIS)「Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2022」(2022年10月改訂)に基づきオリックス生命にて作成

魅力

2

円より高い金利水準



低金利の状態が長く続いている日本。一方で、米国は相対的に高い金利水準にあります。

10年国債利回りの推移(2002年1月~2024年10月)



※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。(Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成)

魅力

3

為替相場の変動による効果



「為替相場」は日々変動しています。ドルを円に交換する際、円高の場合は「為替差損」が生じる可能性があります。円安の場合は「為替差益」を得られる可能性があります。

米ドルの対円為替相場の推移(2002年1月~2024年10月)

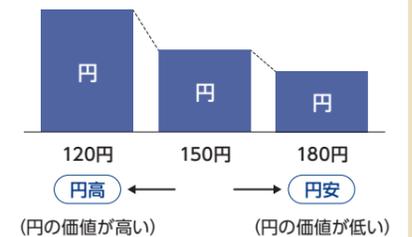


※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。(Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成)



通貨を保有する場合、円貨だけではなく、複数の国の通貨を保有することが、**資産全体のバランスを保つことにつながります。**

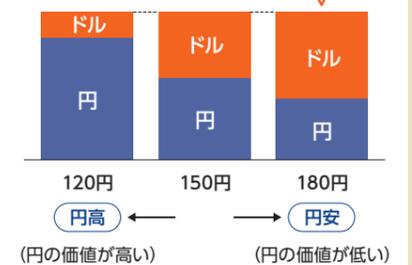
円のみ保有



円の価値が下がると、資産全体の価値も下がります。

通貨分散

円安時
外貨の資産を使用



円とドルを持っていると、円の貨幣価値の変動をドルで補い、**全体の貨幣価値の変動を抑制することができます。**

「もしものお金」「未来のお金」
米ドル建の保険で考えて みませんか？



一生涯の「死亡保障」と、未来に活かせる「貯蓄機能」が合理的に手に入る、新しい選択肢。



世界でもっとも取引の多い米ドルで運用する終身保険です。金利の優位性を活かし、お手頃な保険料を実現しました。

万一の死亡や高度障害状態に備える一生涯保障の死亡保険です。
※保険料払込期間中の保障は一部抑制されています。

将来解約した場合は、「もしもの保障」にかえて解約払戻金を活用いただけます。米ドルで受取る場合の解約払戻金額は、契約時に確定しています。
※保険料払込期間中の解約払戻金は抑制されています。

保険料払込期間中の保障と解約払戻金を抑制することで、保険料を抑えた合理的な保険です。

簡単な告知でお申込みいただけます。2つの告知が『いいえ』であればお申込みいただけます。
※「はい」に該当する場合でも、告知内容によっては引受けできる場合があります。

ご注意ください

15～16ページを必ずご確認ください

⚠️ 為替リスクがあります

この保険は米ドル建です。保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

⚠️ 諸費用がかかります

保険料から控除される諸費用や通貨交換時(円⇄米ドル)の為替手数料等が発生します。

告知項目は **2つ!!**

- いいえ** 過去5年以内に、がんまたは上皮内新生物*で医師による診察・検査・治療・投薬のいずれかをうけたことがありますか。
*がん、上皮内新生物に含まれるものの例: 癌・白血病・肉腫・骨髄腫・リンパ腫・カルチノイド・GIST・真性赤血球増加症・骨髄異形成症候群(MDS)・本態性血小板血症・パジェット病・ボーエン病・上皮内がん・高度異形成 等。
- いいえ** 以下のいずれかの身体の障害がありますか。
視力・聴力・言語・そしゃく機能の障害 背骨(脊柱)の変形または障害 手・足・指の欠損または機能の障害

※ご職業等により、引受けを制限させていただく場合があります。

※ 当資料に記載の保険料等は2025年3月1日現在のものです。

保険のカたちを見直して保険料を抑えた**一生涯保障の死亡保険**。ただけです。

解約払戻金は、さまざまな資金として活用いただけます。

もしものお金
万が一に備える死亡保障

未来のお金
将来の資産を準備



ご契約例

- 30歳
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：65歳
- 低解約払戻期間：65歳

基本保険金額 **100,000 米ドル**

月払保険料 (口座振替扱)
男性 100.00 米ドル
女性 91.20 米ドル

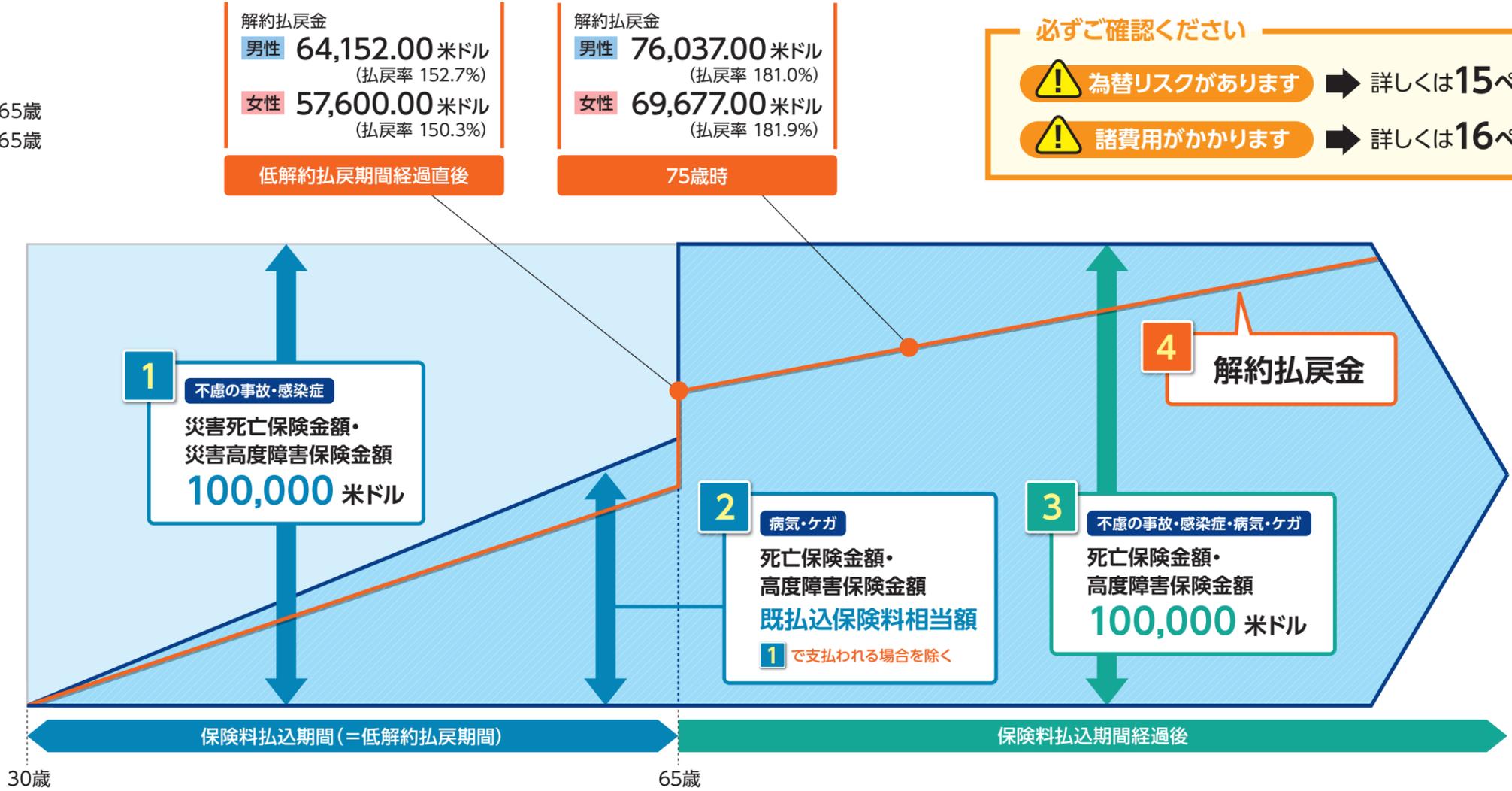
保険料の払込み

保険料は「円」で払込みいただけます。
 (円入金特約があらかじめ付加されています)
 ▶円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。

保険金・解約払戻金の受取り

「円」または「米ドル」を選択できます。
 (円で受取る場合、円支払特約を付加していただけます)
 ▶円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

詳しくは13~14ページ



必ずご確認ください

- ⚠ 為替リスクがあります → 詳しくは15ページ
- ⚠ 諸費用がかかります → 詳しくは16ページ

上記ご契約例の場合

保険料払込期間中		保険料払込期間経過後
1 不慮の事故・感染症 不慮の事故・感染症により死亡または約款所定の高度障害状態に該当したとき 100,000 米ドル	2 病気・ケガ 死亡または病気・ケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき 既払込保険料相当額*	3 不慮の事故・感染症 病気・ケガ 死亡または約款所定の高度障害状態に該当したとき 100,000 米ドル

*米ドル建の既払込保険料相当額となります。解約払戻金が既払込保険料相当額を上回るときは、解約払戻金額を死亡保険金または高度障害保険金としてお支払いします。
 ※「災害死亡保険金」「災害高度障害保険金」「死亡保険金」「高度障害保険金」は重複してお支払いしません。
 ※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りです。

4 死亡保障が不要になった場合には、保険契約を解約して、**解約払戻金**を活用いただけます。

払戻率(%) = 解約払戻金 ÷ 払込保険料累計 × 100

経過年数	年齢	男性			女性			
		払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	15年	45歳	18,000.00米ドル	14,122.00米ドル	78.4%	16,416.00米ドル	12,727.00米ドル	77.5%
	25年	55歳	30,000.00米ドル	27,279.00米ドル	90.9%	27,360.00米ドル	24,575.00米ドル	89.8%
	35年	65歳	42,000.00米ドル	44,839.00米ドル	106.7%	38,304.00米ドル	40,254.00米ドル	105.0%
低解約払戻期間経過後*			42,000.00米ドル	64,152.00米ドル	152.7%	38,304.00米ドル	57,600.00米ドル	150.3%
	45年	75歳	42,000.00米ドル	76,037.00米ドル	181.0%	38,304.00米ドル	69,677.00米ドル	181.9%
	55年	85歳	42,000.00米ドル	86,731.00米ドル	206.5%	38,304.00米ドル	82,124.00米ドル	214.4%

●解約した場合、以後の保障はなくなります。●ご契約後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 ●保険料払込期間(=低解約払戻期間)中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。
 ※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過後の金額を表示しています)。
 ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

10ページの「**解約払戻金について**」をあわせてご確認ください。

死亡保障が不要になった場合の解約払戻金の活用例

⚠ 為替リスクがあります

●解約払戻金を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは15ページをご確認ください。

子育て世代の方

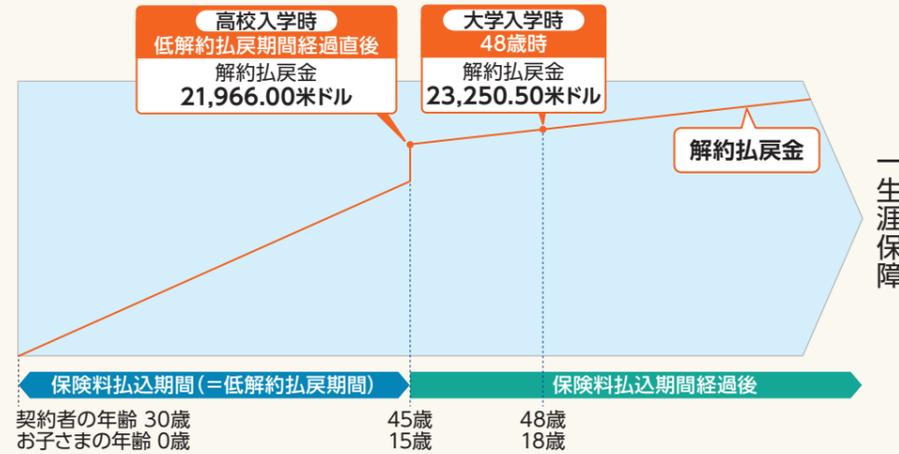
解約払戻金をお子さまの教育資金として

高校・大学の入学時など、まとまった資金が必要となる時期に合わせて保険料払込期間を設定すれば、解約払戻金を教育資金として活用いただけます。

- 【ご契約例①】
- 30歳 男性
 - 保険期間：終身
 - 保険料払込期間：15年
 - 低解約払戻期間：15年

基本保険金額
50,000米ドル

月払保険料(口座振替扱)
109.30米ドル



経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	10年	40歳	13,116.00米ドル	9,523.00米ドル	72.6%
	15年	45歳	19,674.00米ドル	15,351.00米ドル	78.0%
低解約払戻期間経過直後*			19,674.00米ドル	21,966.00米ドル	111.6%
	18年	48歳	19,674.00米ドル	23,250.50米ドル	118.1%
	30年	60歳	19,674.00米ドル	29,236.50米ドル	148.6%

老後の生活が気になる方

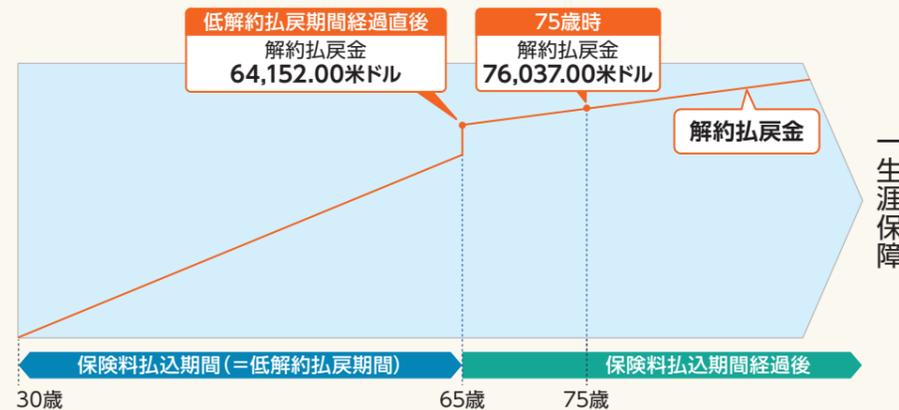
解約払戻金を老後の生活資金に

定年退職の時期に合わせて保険料払込期間を設定することで、その後の「セカンドライフのための資金」などにご活用いただけます。

- 【ご契約例②】
- 年齢が若いうちに、早めに準備をはじめめる場合
- 30歳 男性
 - 保険期間：終身
 - 保険料払込期間：65歳
 - 低解約払戻期間：65歳

基本保険金額
100,000米ドル

月払保険料(口座振替扱)
100.00米ドル

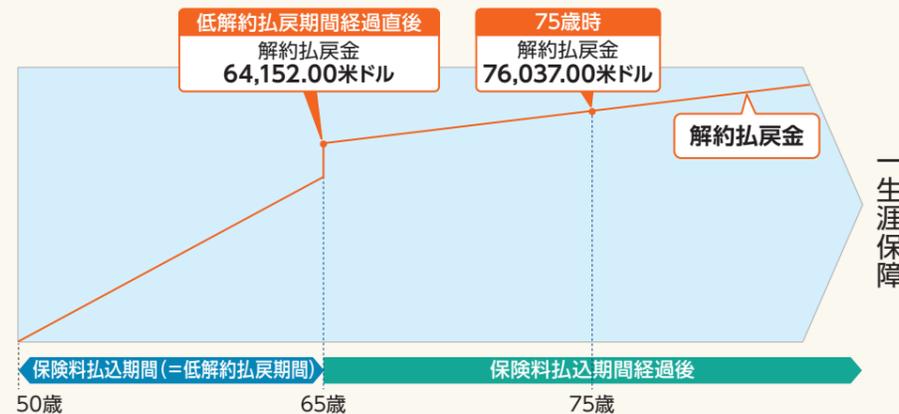


経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	20年	50歳	24,000.00米ドル	20,251.00米ドル	84.3%
	30年	60歳	36,000.00米ドル	35,381.00米ドル	98.2%
	35年	65歳	42,000.00米ドル	44,839.00米ドル	106.7%
低解約払戻期間経過直後*			42,000.00米ドル	64,152.00米ドル	152.7%
	40年	70歳	42,000.00米ドル	69,961.00米ドル	166.5%
	45年	75歳	42,000.00米ドル	76,037.00米ドル	181.0%

- 【ご契約例③】
- 子育てが落ち着いた後、老後の準備をはじめめる場合
- 50歳 男性
 - 保険期間：終身
 - 保険料払込期間：65歳
 - 低解約払戻期間：65歳

基本保険金額
100,000米ドル

月払保険料(口座振替扱)
305.00米ドル



経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	10年	60歳	36,600.00米ドル	27,786.00米ドル	75.9%
	15年	65歳	54,900.00米ドル	44,839.00米ドル	81.6%
低解約払戻期間経過直後*			54,900.00米ドル	64,152.00米ドル	116.8%
	25年	75歳	54,900.00米ドル	76,037.00米ドル	138.5%
	30年	80歳	54,900.00米ドル	81,807.00米ドル	149.0%

教育費総額の例

幼稚園～大学まで …… **約1,065万円**
 小学校～大学まで …… **約1,015万円**
 中学校～大学まで …… **約804万円**
 高校～大学まで …… **約642万円**

※上記は幼稚園・小学校・中学校・高校は全て公立、大学は私立文系(自宅通学)の場合

【出典】幼稚園・小学校・中学校・高校の金額：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査」をもとに算出、高校は全日制の金額。大学の金額：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果」、(独)日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査結果」をもとに算出。

夫婦2人のゆとりある老後の生活費

月額 平均 **37.9万円**

老後の最低日常生活費 ……平均 **23.2万円**
 老後のゆとりのための上乗せ額 ……平均 **14.8万円**

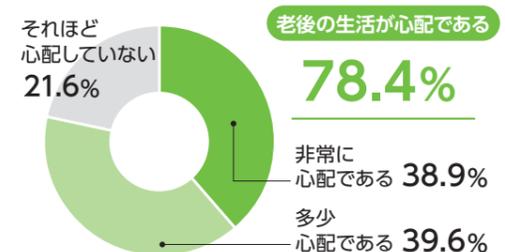
【出典】(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

1人あたりの平均年金月額

国民年金受給者(自営業)	厚生年金保険受給者(会社員)
56,428円	144,982円

【出典】厚生労働省「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」

老後の生活についての考え方



※対象は二人以上の世帯です。
 【出典】金融広報中央委員会「令和5年 家計の金融行動に関する世論調査」

●解約した場合、以後の保障はなくなります。●ご契約後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 ※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。
 ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。※払戻率(%) = 解約払戻金 ÷ 払込保険料累計 × 100

6ページの「未来のお金」の注意事項、
 10ページの「**!**解約払戻金について」をあわせてご確認ください。

キャンドルが「合理的」な3つの理由。



理由①

米ドルが持つ**金利の優位性**を反映しています。

▶円建に比べ、経済的な保険料設定と高い貯蓄性を実現します。

参考 日米の10年国債利回りの推移(2002年1月~2024年10月)



※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。
(Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成)



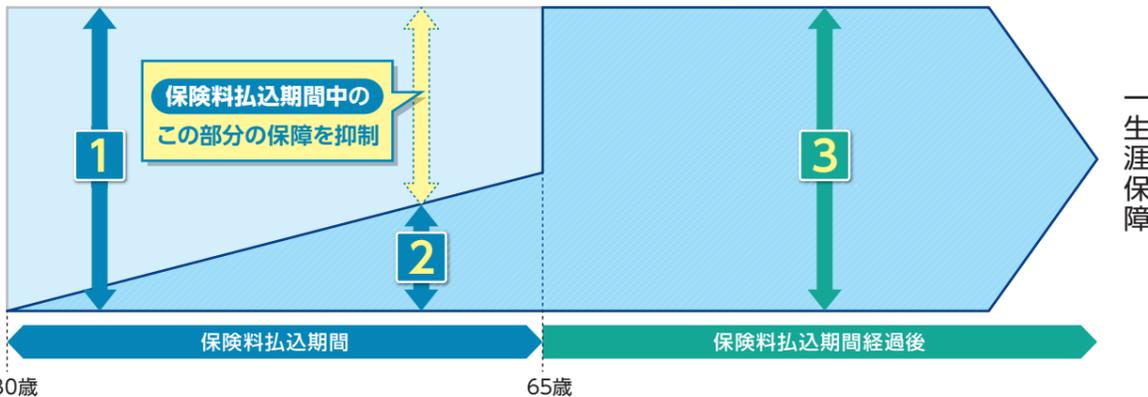
理由②

保険料払込期間中の**保障を抑制**しています。

▶保険料を抑えるとともに、貯蓄性を高めます。

(② の部分の死亡保険金額・高度障害保険金額は、既払込保険料相当額となります。)

[ご契約例] 基本保険金額 100,000米ドル 月払保険料(口座振替) 100.00米ドル
●30歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:65歳 ●低解約払戻期間:65歳



上記ご契約例の場合

		保険料払込期間中		保険料払込期間経過後
経過年数	年齢	不慮の事故・感染症	病気・ケガ	不慮の事故・感染症・病気・ケガ
5年	35歳	100,000米ドル	1 災害死亡保険金 災害高度障害保険金	100,000米ドル
10年	40歳		2 死亡保険金 高度障害保険金 1 で支払われる場合を除く	
20年	50歳			
30年	60歳			
35年	65歳			

※ ② は年単位の契約応当日前日の金額を表示しています。

なぜ保険料がお手頃?

なぜ貯蓄性が高い?

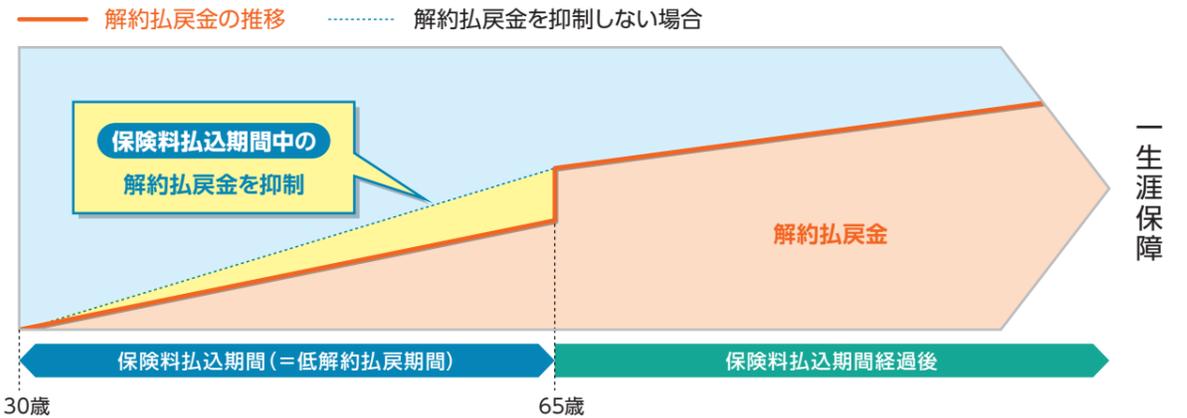


理由③

保険料払込期間中の**解約払戻金を抑制**しています。

▶将来の貯蓄性は維持したまま、保険料を抑えます。

[ご契約例] 基本保険金額 100,000米ドル 月払保険料(口座振替) 100.00米ドル
●30歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:65歳 ●低解約払戻期間:65歳



上記ご契約例の場合

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率
低解約払戻期間	15年 45歳	18,000.00米ドル	14,122.00米ドル	78.4%
	25年 55歳	30,000.00米ドル	27,279.00米ドル	90.9%
	35年 65歳	42,000.00米ドル	44,839.00米ドル	106.7%
低解約払戻期間経過直後*		42,000.00米ドル	64,152.00米ドル	152.7%
40年	70歳	42,000.00米ドル	69,961.00米ドル	166.5%
45年	75歳	42,000.00米ドル	76,037.00米ドル	181.0%
50年	80歳	42,000.00米ドル	81,807.00米ドル	194.7%
55年	85歳	42,000.00米ドル	86,731.00米ドル	206.5%

※払戻率(%) = 解約払戻金 ÷ 払込保険料累計 × 100

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています

(*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。

※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

解約払戻金をセカンドライフの資金などに活用いただけます。

❗ 解約払戻金について

- 低解約払戻期間は、保険料払込期間と同一です。
- 低解約払戻期間中の解約払戻金はほとんどの場合、お支払いいただいた保険料を下回ります。
- 低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。
- 低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。
- 円に換算した解約払戻金を受取る場合は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

保険料払込期間(=低解約払戻期間)を以下より選択できます。

- 10年・15年・20年
- 50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳

※契約年齢により選択できない保険料払込期間(=低解約払戻期間)があります。

特約について ～特約保険料は不要です～

円入金特約

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、米ドル建の保険料等を円で払込みいただけます。

※米ドルでの払込みはできません。

円支払特約

「円支払特約」を付加することで、米ドル建の保険金・解約払戻金等を円で受取れます。

※保険金や解約払戻金等を円で受取るときに付加することができます。

リビング・ニーズ特約 (指定通貨建・外貨建用)

余命6か月以内と判断されたとき、被保険者が指定した保険金額 (指定保険金額) から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差引いた金額を受取れます (保険料払込期間中は請求できません)。

※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。

年金支払特約

死亡保険金・高度障害保険金・災害死亡保険金・災害高度障害保険金の一括払にかえて、年金として受取れます。

年金の種類は定額型または逓増型、年金支払期間は5・10・15年より選べます。

万一のとき…



▲ご契約 ▲保険料払込満了
のこされたご家族が、死亡保険金を一括で受取れます。

年金支払特約を付加すると…



▲ご契約 ▲保険料払込満了
のこされたご家族が、死亡保険金の全部を毎年年金形式で一定期間受取れます。

※年金は、円支払特約を付加して円でお支払いします (円でのお取扱いのみとなります)。
※年金額はご加入時や保険期間中には定まらず、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。
※年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。

介護前払特約 (指定通貨建・外貨建用)

もしも介護が必要になったとき

主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、公的介護保険制度により要介護4または5の状態に該当すると認定されたとき、被保険者が指定した保険金額 (指定保険金額) から当社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額 (介護前払保険金額) を受取れます。

介護前払特約 (指定通貨建・外貨建用) を付加すると…



介護前払保険金を介護サービス費やバリアフリーへの改築費などに活用いただけます。

※受取額は、指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。
※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。

ご契約例

基本保険金額: 100,000米ドル ●30歳男性 ●保険期間: 終身 ●保険料払込期間: 65歳 ●低解約払戻期間: 65歳

お受取額の例 (死亡保険金の全額 [100,000米ドル] を請求した場合*)

経過年数	年齢	指定保険金額	お受取額*2	ご参考 指定保険金額に対する 解約払戻金額*2
40年	70歳	100,000米ドル	84,510.00米ドル	69,961.00米ドル
50年	80歳	100,000米ドル	90,128.00米ドル	81,807.00米ドル

*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
*2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、お受取額は2025年3月1日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

約款所定の要介護状態とは？

公的介護保険制度にもとづく要介護状態区分のうち、要介護4または5の状態をさします。

要介護状態とは、身体上または精神上的の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活における基本的な動作について、6か月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

要介護4

要介護認定等基準時間が90分以上110分未満またはこれに相当すると認められる状態

要介護5

要介護認定等基準時間が110分以上またはこれに相当すると認められる状態

※「要介護認定等基準時間」とは、入浴・排せつ・食事の介護や、洗濯・掃除の援助などにかかる1日あたりの時間を、厚生労働大臣の定める方法により推計した時間のことです。

保険料の払込みと保険金等の受取りについて

保険料の払込みについて

- ✓ 保険料は「円」で払込みいただきます（円入金特約があらかじめ付加されています）。
- ✓ 円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。



■換算基準日と換算レート

内容		換算基準日*1	換算レート
第1回 保険料	口座振替で払込む場合	振替日の属する月の前月末日	当社所定の為替レート (円入金特約用為替レート) ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
	クレジットカードにより払込む場合	当社が申込みを受けた日*2の前日	
	当社所定の口座への振込み	責任開始に関する特約を付加した場合	
責任開始に関する特約を付加しない場合(前納保険料を払込む場合を含む)		当社が受領する日の前日	
第2回以後の保険料		当社が受領する日の属する月の前月末日	
前納保険料		当社が受領する日の前日	

*1 換算基準日とは、米ドルを円に換算する基準となる日をいいます。なお、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直前の営業日を換算基準日とします。

*2 申込みを受けた日とは、当社もしくは当社の生命保険募集人(生命保険代理店を含む)が申込書を受領したとき、または、当社の生命保険募集人(生命保険代理店を含む)所定の情報端末(タブレット等)で申込みをされたときをいいます。

保険金・解約払戻金の受取りについて

- ✓ 保険金・解約払戻金は「円」または「米ドル」で受取れます。
- ✓ 円で受取る場合、円支払特約を付加していただきます。
- ✓ 円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

例えば

基本保険金額	当社所定の為替レート	円換算後の基本保険金額
100,000米ドルの場合	1米ドル140円の時	14,000,000円
	1米ドル150円の時	15,000,000円
	1米ドル160円の時	16,000,000円

————— 為替レートの変動により受取金額が異なります —————

■換算基準日と換算レート

内容	換算基準日*1	換算レート
保険金の受取り	書類到着日*3の前日	当社所定の為替レート(円支払特約用為替レート) ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
解約払戻金の受取り		

*3 書類到着日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※保険金・解約払戻金を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取る口座が必要となります。

※保険金は、所定の期間内、米ドル建で当社に据置することができます(円建の据置きはできません)。

上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

為替レートについて

当社所定の為替レートは、

当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としており、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM+0.01円
-------------	-----------

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するTTSを上回ることはありません。

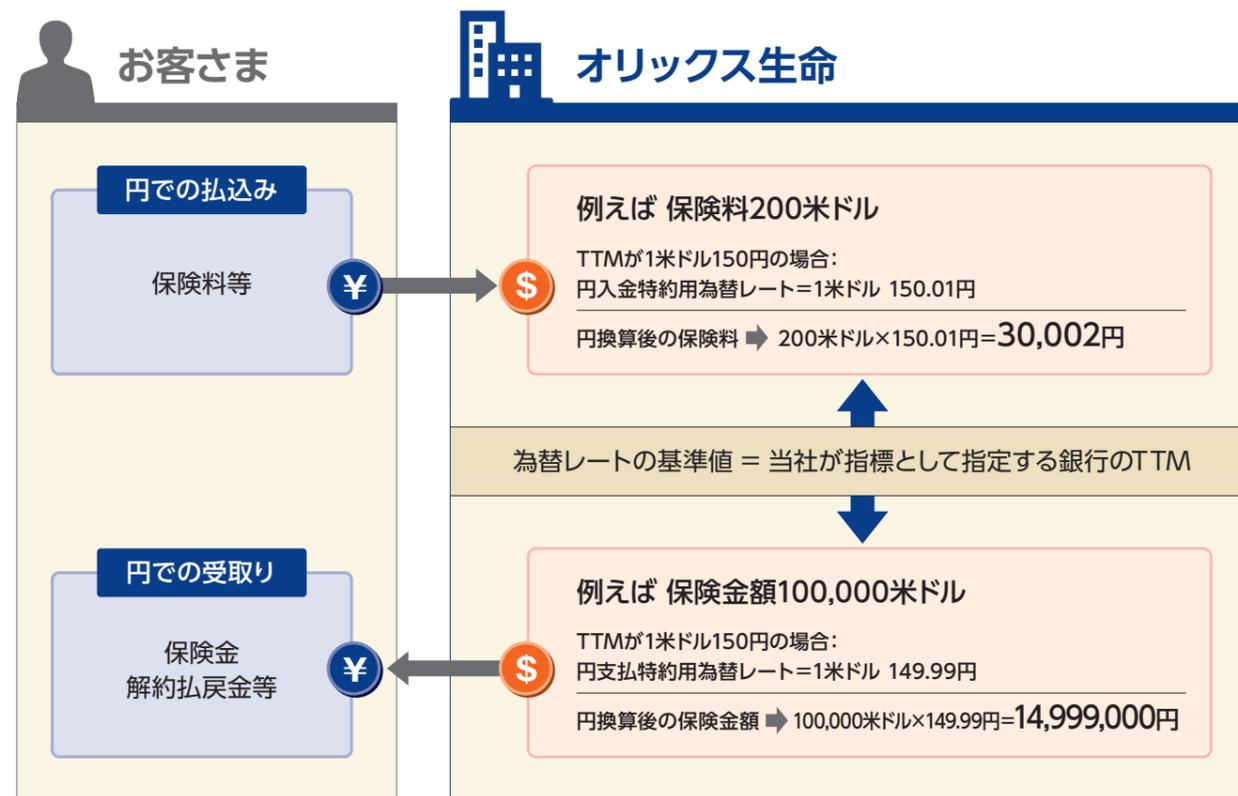
円支払特約用為替レート	TTM-0.01円
-------------	-----------

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するTTBを下回ることはありません。

TTS(対顧客電信売相場) …………… お客さまが円を外貨に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート

TTM(対顧客電信売買相場の仲値) …… TTSおよびTTBの中間の値

TTB(対顧客電信買相場) …………… お客さまが外貨を円に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート



※当社所定の為替レートの基準となるTTMは、当社が指標として指定する銀行(三菱UFJ銀行)が公示するTTSおよびTTBの中間の値(仲値)とします。

※TTSまたはTTBについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※当社所定の為替レートは、2025年3月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

この保険で適用される当社所定の為替レートについては、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/fx/>

為替リスクと為替相場の変動について

⚠ 為替リスクがあります

- この保険は米ドル建です。**保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます。**
 - ▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「円で払込んだ保険料の合計額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
 - ▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
- ※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が払込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。
- この保険に関する**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。**

保険料は円[¥]で払込みいただけます。

(円入金特約が付加されているため、米ドルでの払込みはできません)

保険料が
100米ドルの場合の
円換算後の保険料例

円高 ↑	1米ドル = 120円の時	12,000円
	1米ドル = 150円の時	15,000円
	円安 ↓	1米ドル = 180円の時

※当社所定の為替レート(円入金特約用為替レート)で計算します。

円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、**毎回増減します。**



保険金等は円[¥]または米ドル^{\$}でお受取りいただけます。

(円で受取る場合、円支払特約を付加していただけます)

保険金額が
100,000米ドルの場合の
円換算後の保険金額例

円高 ↑	1米ドル = 120円の時	12,000,000円
	1米ドル = 150円の時	15,000,000円
	円安 ↓	1米ドル = 180円の時

※当社所定の為替レート(円支払特約用為替レート)で計算します。

円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けるため、**換算日によって受取る保険金額等が異なります。**



上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

ご契約にかかる諸費用について

⚠ 諸費用がかかります

- 「保険料から控除される諸費用」「保険料等を払込むときの費用」「保険金や解約払戻金等を受取る場合の費用」「解約や減額をした場合の費用」「保険金を年金で受取る場合の費用」が発生します。詳しくは以下をご確認ください。

この保険にかかる費用は以下の費用の合計になります。

■ 保険料から控除される諸費用

払込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

■ 保険料等を払込むときの費用

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されています。保険料等を円で払込む際に適用される当社所定の為替レート(円入金特約用為替レート)には、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM(対顧客電信売買相場の仲値) +0.01円
-------------	---------------------------------

※14ページもあわせてご確認ください。

■ 保険金や解約払戻金等を「円[¥]」で受取る場合の費用

この保険は「円支払特約」を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レート(円支払特約用為替レート)には、為替手数料が含まれます。

円支払特約用為替レート	TTM(対顧客電信売買相場の仲値) -0.01円
-------------	---------------------------------

※14ページもあわせてご確認ください。

■ 保険金や解約払戻金等を「米ドル^{\$}」で受取る場合の費用

利用される金融機関により、各種手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

■ 解約や減額をした場合の費用

解約や減額をする場合には、契約日から10年間は、経過期間(保険料を払込みいただいた年月数)に応じて、責任準備金*から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

*責任準備金とは、将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積立てられるものをいいます。

■ 保険金を年金で受取る場合の費用(年金支払特約を付加した場合)

年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%(2025年3月現在)を、年金支払日に負担いただけます。

※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。

Q & A

Q1. 災害死亡保険金・災害高度障害保険金の「不慮の事故」とはどのような事故ですか？

A1. 「不慮の事故」とは急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

例えば…

○ 不慮の事故に該当する例	交通事故、不慮の転落・転倒、不慮の溺水、窒息 など
✕ 不慮の事故に該当しない例	高山病・乗物酔いにおける原因、飢餓、過度の運動、騒音 など

不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限ります。

Q2. (災害) 高度障害保険金の「高度障害状態」とはどのような状態ですか？

- A2. ● 両眼の失明
● 言語またはそしゃくの機能を失った状態 など

Q3. 「低解約払戻期間」とは何ですか？

A3. 解約払戻金が抑制される、保険料払込期間と同一の期間をさします。
この期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。

Q4. 保険期間の途中で、低解約払戻期間を延長したり、短縮することはできますか？

A4. いいえ。低解約払戻期間は延長・短縮ともにできません。
低解約払戻期間と同一の期間である保険料払込期間も、保険期間の途中で延長・短縮することはできません。

Q5. 保険金等を受取る際、外貨預金口座は必要ですか？

A5. 保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要となります。
円で受取る場合は、必要ありません。

ご加入者さまに利用いただける

オリックス生命の健康医療相談サービス

ご利用は無料

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスをご利用いただけます。



24時間電話健康相談サービス

サービス対象：被保険者さまとその同居のご家族

医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約41万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。



セカンドオピニオンサービス

サービス対象：被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師へ、面談でのセカンドオピニオンを手配します。

サービスの流れ ▶ 専用ダイヤルにて受付・予約手配 ▶ 医師とのセカンドオピニオン(オンラインも可)



糖尿病専門サポートサービス

サービス対象：被保険者さま

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお応えし、適切な治療を早期に受けられるように糖尿病の専門医への受診手配や、糖尿病の専門医等が在籍する医療機関情報をご提供します。



介護・認知症サポートサービス

サービス対象：被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関するご相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。

あたまた健康チェック®

全国の健診施設等で提供されている10-15分程度の記憶力チェックです。オペレーターの質問にお答えいただくだけで、もの忘れの訴えない時期からご自身の「あたまた健康」状態の変化を定期的にご確認いただけます。(本テストのライセンスは、株式会社ミレニアに帰属します。)



重症化・再発予防カウンセリングサービス

サービス対象*：被保険者さまとそのご家族

*対象となる疾病(「急性心筋梗塞」「再発性心筋梗塞」「脳梗塞」「脳血管疾患のうち脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞にいたらなかったもの」)により給付金を受取られたお客さまとそのご家族

心筋梗塞・脳梗塞などの重症化・再発を予防するために、保健師・看護師などの医療の専門チームが継続的な電話でのカウンセリングサービスを提供します。

●上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーパック株式会社が提供します。本サービスは2025年3月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問合わせください。

ご契約にあたって

- 契約年齢 15歳～80歳(保険料払込期間により異なります。)
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 10年・15年・20年、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳
- 低解約払戻期間 保険料払込期間と同一
- 保険料払込方法(払込回数) 月払・半年払・年払
- 診査基準 告知書扱
- 責任開始時(日) 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といいます。
また、責任開始時が属する日を責任開始日といい、この日より保障を開始します。

「指定通貨建特別終身保険(低解約払戻金型)」のみお申込みの場合は、専用告知書をご使用ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」、
「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

『契約締結前交付書面』の「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に際して
特にご注意、ご確認いただきたい事項を記載しています。また、『ご契約のしおり/約款』はご契約に伴う大切な事項、
必要な知識等について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



公的年金制度(老齢年金制度)はコチラから

生命保険協会ウェブサイト
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>



オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに関する
ことがらをわかりやすく案内していますので、ご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/>

保険種類をお選びいただく際にはオリックス生命の「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険です。「保険種類のご案内」はオリックス生命の営業社員、
募集代理店または最寄りの支社等にご請求ください。

【生命保険募集人について】

オリックス生命の社員や生命保険募集人(オリックス生命の生命保険代理店を含む)は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。



※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物
データを使用して作成しています。



オリックス生命保険株式会社

本社/〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
TEL:03-3517-4300
<https://www.orixlife.co.jp/>

●お問合せは